

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2023年7月20日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日	備考
1	<p>【増設雑固体廃棄物焼却設備の前処理業務委託における体調不良者の発生について】 協力企業作業員が、増設雑固体廃棄物焼却設備前処理業務で、焼却する伐採木の破碎、移送作業の監視、誘導中、体調不良となり救急医療室を受診。 救急医療室において熱中症Ⅱと診断。 処置を受け本人の体調回復を確認後、救急医療室を退出。 今後、再発防止対策を検討。</p>	X	7月17日	2023年8月31日 グレード変更 GⅡ→X 理由:作業起因ではなく個人の疾患による災害であり、被害災害の定義に当てはまらないことから、不適合対象外と判断されたため
2	<p>【所内共通ディーゼル発電機(B)清水冷却器漏えい検出管からの水の滴下について】 協力企業作業員が、所内共通ディーゼル発電機(B)の点検において、清水冷却器漏えい検出管から、1滴/30秒の水の滴下を確認。 漏えい箇所は袋養生を実施。 滴下した水はろ過水であり汚染なし。 所内共通ディーゼル発電機(A)は運転可能であり予備電源の確保に影響なし。 今後、清水冷却器の分解点検を実施予定。</p>	GⅢ	7月13日	
3	<p>【5・6号機浄化ユニット(D)出口フィルタ閉止栓からの水の滴下について】 当社運転員が、停止中の5・6号機浄化ユニットのパトロール中、浄化ユニット(D)出口フィルタ閉止栓から、1滴/5分の水の滴下を確認。 閉止栓を増し締めし、水の受けを設置済。 滴下した水は測定を実施し汚染なしを確認。 浄化ユニットは(A)(B)(C)が運転可能であり滞留水処理に影響なし。 今後、当該閉止栓の修理を実施予定。</p>	GⅢ	7月15日	
4	<p>【1号機大型カバー設置工事における体調不良者の発生について】 協力企業作業員が、1号機大型カバー設置工事で、原子炉建屋へのアンカーボルト設置作業中、体調不良となり救急医療室を受診。 救急医療室において熱中症Ⅰと診断。 処置を受け本人の体調回復を確認後、救急医療室を退出。 今後、再発防止対策を検討。</p>	GⅢ	7月18日	